

## 規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「三千六百元」を「二千七百元」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。